



高齢者の幸せのため
見守りをしています

そこで、11月に中央地区の3団体の委員が一堂に会し、弊害の防止や個人情報を含む高齢者の情報を共有することを目的に話し合いがもたれました。

各団体の現況や3団体の連携による情報共有の可否などについて現場で活動する方たちの率直な発言があり、打ち解けた雰囲気になりました。会合はとても有意義なもので、全参加者から、今後も継続を希望するという意見が多くありました。これをきっかけに高齢者福祉がより良くなることが期待されます。

個人情報の取扱いには細心の注意を要しますが、対象者の同意を得た上で情報を提供できるように現在事務局で前向きに準備を進めています。

用語解説

市民委員会 旭川市の住民組織。全市で63の市民委員会がそれぞれの地区組織ごとに地域の実情に応じた体制作りを進め、自主的な運営、主体的な活動を行っています。主な活動内容は、親睦と連帯、住民要望の反映、地域課題の発見と解決、地域内利害の調整など。

地区社協 地区社会福祉協議会の略称。地域住民や町内会・市民委員会・地区民生委員児童委員協議会などが協力して、支え合いにより地域における様々な福祉課題に取り組む住民主体の福祉活動団体。48の地区社協で安心見守り活動が実施され、41の地区社協でふれあいサロンなどが開催されています。

民生委員・児童委員 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱されたボランティア。児童福祉法の規定により民生委員に委嘱されると同時に児童委員に充てられることから「民生委員・児童委員」と呼ばれています。

民生委員自身も地域住民の一員として、担当地域で支援が必要な方を見守ったり、生活に関する相談に応じたりするほか、支援が必要な方を専門機関につなぐ役割を果たしています。市などの関係行政機関の業務に協力したり、地区社協などと連携しながら福祉活動の重要な担い手として活動しています。民生委員・児童委員には守秘義務があります。生活に関する心配事や悩み事など、お気軽にご相談下さい。詳細は、福祉保険課地域福祉係 ☎25-6425 までどうぞ。

地域包括支援センター 高齢者のための相談窓口

業務内容

- ・要介護認定の代行申請、情報・サービス、関係機関の紹介、関係者や関係機関と連携しての支援
- ・高齢者に対する虐待防止への対応や成年後見制度の活用支援など
- ・いつまでも元気でくらすために「介護予防」のお手伝い
- ・認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関との連携と継続的な支援
- ・本人、家族、地域の方からの何でも相談 地域の中の困りごとや心配ごとの相談

- 例
- ・介護サービスを利用したいが、どうしたらよいか分からない
 - ・近所に住む高齢者の様子が今までと違って心配だ
 - ・地域で介護予防に取り組みたいのでアドバイスしてほしい

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域包括支援センターを設置しています。社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャー、旭川市が独自に配置している精神保健福祉士が連携して、高齢者の支援を行います。相談された内容や、個人の秘密は守られますので、お気軽にご相談下さい。

東旭川・千代田地域包括支援センター

東旭川北1条6丁目（東旭川支所内）

☎：36-5577 ファクス：74-7220

開設日：月～金（祝日、年末年始を除く）

開設時間：午前9時～午後6時